

て召抱えていたのである。元祿十二年（一六九九）幕府も各職人は、それぞれ数人の肝煎をおくことを命じたり、月行事（享保六年十一七二一）を定めるよう命ずるようになった。さて前置きが長くなつたが田辺藩の場合の大工仲間の発生はわからない。今のところ明和三年（一七六六）頃からの文書が一番古く作事棟梁の名と町の大工の数が明記してある。作事棟梁は本町の茂右衛門で、上大工が三十六人、中大工四人、下大工六人、不明一人計四十七人の名が記してある。（御勘定留書）原正知記

上中下の区別は、大工経験年数、技倅によるもののように、作料もこれに従い差があつた。これらは当時の仲間の定法により決められていたと思われるが史料が見当らない。ところが三八年後の文化年間に入ると上中下の差は有名無実となつていたようで文化元年（一八〇四）六月の郡方から在大工に対する触書きの中に一般の町大工にふれて、

『……躰上中下と相分り候定法候処近頃者何方之免を以致候とも無之形ニ相聞候曰來免不請者ハ大工職差留候……』といつてゐる。需給の不均衡からこうなつて行きつつあつたのか、仲間の定法は漸次商業

資本による圧迫が加わり、現実にそぐわなくなつて行つたようだ。

取締の仕事は、各受持区域の仲間の取締を行ひ、特に無株の大工仕事の取締は嚴重で、その他仲間の岱成長届、養子願、離縁、休業中絶、改名、名跡等の各願書を受付け、紛争を処理した。

次に年中行司は、これも何時頃からあつたのか不明だが天保十四年（一八四三）の『年行司帳』で知ることができるが、この時は七人制で、翌年弘化元年には十人制、弘化四年には六人、嘉永四年には八人と定数がない。受持区域は、嘉永五年（一八五二）現在、

上組（引土、引土新、朝代）三人

中組（堀上、寺内、新町、紺屋、西町）三人

東組（本町、平野屋、丹波）二人

以上三組に分けられ、それぞれの組の雑事を受持つた。なお在については年中行司役はなかつたと思われる。

なおここで大工の数について簡単に紹介しておきたい。史料は先述した明和三年現在で町大工は四七人とあり、文政年中同じく七四人、嘉永六年五三人を数えた。在大工は嘉永六年現在で東区域が三一人、西区域が二九人となつてゐる。

田辺藩の大工仲間

瀨戶美秒

蕃時代の大工仲間

卷之四

- (1) 御用日記付諸色心覚控帳 濱尾吉兵衛
寛政六年（明治八年）瀬尾吉右衛門

(2) 御用町用並自分日記 濱尾吉右衛門
文久二年

○ 建築組合所有文書

(1) 諸事記録 明治維新（昭和十九年）

(2) 仲間規定書 安政五年五月

(3) 町在大工軒別不審附並願書写御目見出
世控 安政二年二月

(4) 定目 安政二年 東西大工一件

(5) 聖徳太子御講帳 天明七年 左官仲間

(6) 年行司帳 天保十四年から

○ その他の文書

平野屋町有文書 谷口房治氏所有文書
近世職人史話 遠藤元男著

み
ふかきん)を出しお互いの利益を守る
独占営業権を強化するのである。幕府は明暦
三年(一六五七)商工人の組合結成を厳禁し
ているが、これは大工、左官、屋根職、石切
畠屋などが仲間を作つて手間料を高値に申し
合わせるために、その後もたびたびこの種の
布告がなされたが、仲間の結成は自然と行わ
れ、組織で社会を乗り切り、自分たちの職と
生活を守ろうとするのは当然であり、仲間は
したがつて極めて排他的であるが、このこと
は封建社会の通有性のものである。例えば田
辺藩城下町では、他領からの養子、嫁の縁組
及び他領からの在町への居住については、極
めて排他的で身元が徹底的にあらわれてから
でないと町年寄では簡単に受け入れなかつたの
である。

以上の他に一枚もの十数通がある。

このように一札を入れて詫び、道具を返して
如件
此度大工職ニ紛敷義相仇候ニ付御仲間より
預御差留ニ道具等御取上被成候段重々恐
入候然ル所御仲間衆之仍御憐愍ニ御免蒙
道具不残御戻し被下万々難有仕合ニ奉存
候向後紛敷事相仇申間敷候為後日一札仍
即刻大工道具一切を取り上げられたのである
その一例として
ついでに紹介しておくと規制は百姓ばかり
でなく先述したとおり無鑑札の素人大工に対
しても仕事をしている現場をみつけられると
出している。

、棟梁江相届ケ差図ヲ受可申事若寺社及
破□ニ普請等も中絶いたし新規同様ニ而
古来之棟札も不分成普請是亦棟梁之差
図ヲ請可申事

但他所大工棟札之建物建替之節頼來候
とも是亦同様棟梁之差図ヲ請可申事

先祖から寺社でも名家でも出入りが続いてい
ることは、その大工の誇りであり、年末年始
の挨拶は欠くことがなく、またちよつとした
手伝仕事も頼まれ親方子方のような関係が生
れてくるのである。従つて右は先祖からの棟
札のあるところへは他大工は決して入らなか
つた。例えその家が断絶し、後でその血筋の
者が頼んできても棟梁の指示を仰ぐなど勝手

来ている養子に不都合があると今後一切仲間と付合つてもらえない。外商売から養子に来て大工職を行つている場合には大工職取上げて離縁になる。仲間の結束は誠に強く、殊に他所大工の入込みは狭い領域では自分たちの生活権にかかわり一大事であり断じてはねつけた。また普請も自分の請合いにせず棟梁の差図を受けることになつてゐる。

以上が文化元年の規定であつて、後安政二年、同五年になると規定の上でいろんな変化が見られる。今右の規定の改正点、追加になつた点などを列举してみると、

一 神社仏閣古棟札有之候所者勿論在町共得意先と定り候處江外々々以手筋新規

七人が稼いでいたことになる。その後の推移は不明である。

を不受猥ニ大工職致し候儀領主より差留候儀
不苦儀ニ御座候哉』（徳川禁令考II第五帙）

なお大工が一番多く居住する町は、引土一
人で本町一〇人がこれに次いでいる。

〔四〕、百姓の大工職規制

先祖から大工株が原則として子孫に受継が
れ、仲間の結束により保護されている町大工
では、田辺藩という狭い領域での特權職人で
あるため、仲間の利害、経済的な関係から素
人大工、桶屋、百姓などが大工職を行うこと
を極度に排斥した。殊に他領の大工が領内で
仕事をすることを厳重に取締っている。

百姓については、封建經濟のもとでは米作りが唯一の正業であつて手工労働や手工業者になることはタブーであった。もとより百姓が大工職に限らず農耕以外に手を出すことは封建制度を崩すことになり、当然規制がなされるのである。

を不受猥ニ大工職致し候儀領主より差留候儀
不苦儀ニ御座候哉』（徳川禁令考||第五帙）
ということでお伺いをたて、取締つてゐるが
この文でわかるように農村には既に在大工が
いて活躍していことを物語つてゐると思う
農民は相互扶助、自給自足の生活を立前とし
ては当然自分たちで近隣の手を借りて建ててい
よう。在大工もこの時はまだ百姓の中で器用
な者が大工仕事を行う程度にしか認識されて
いないが、その百姓共がいつ頃からか家を建
て、寺社普請までやつてのけるようになつた
百姓の片手間からほぼ専業化していたようだ
と思ふ。『江戸文化』では、御達しは専業の在大工の存在を認
めたが、現に大工職を行つてゐる者限りとい
う厳しい規制であつた。

通

一、在大工江御郡方ニ而御達シ之次第左之

大工之儀者職人ニ候得者在家ニ打交リ有
間敷者ニハ候得共前々より致來候事今更
差留候而ハ渡世難儀可相成候代々致來候
分ハ隨分家業大切ニ可相仇先達而も相違
候通り万端棟梁之差図ヲ以可相持一躰上
中下と相分り候定法ニ候處近頃者何方之
免を以致候とも無之形ニ相聞候已來免を

不請者ハ大工職差留候在大工之儀ハ右之
訛合有之間弟子取又者株之譲替等決而不
相成候自然断絶致候歟或ハ物好ニ一代
大工相止メ候ハ、其故ニ候共後々大工職
不相成候且又當時一代大工ハ其者限ニ而
子係可為無用

以上のことが在大工に申し聞かされ、以後町
在大工同様に棟梁の指図に従うよう命令された
在大工は止めさせぬ代りに弟子取り厳禁、株
の譲替えもできず、その者一代限り、前にや
ついていたからという理由で子係がやることも
厳禁、全くその者が一代で断絶するよう規定
制した。

このようにして在家に打交り有間敷大工職
を自然と一掃しようとしたが果して理想通り
になつたかどうか、在大工が一代限りで終る
ことは生活維持の上から困難であろうし、町
大工同様の規定を守らせ大工仲間に加入させ
株を持たせているからは自然と町と在相互
株の譲渡、苗跡、養子等の跡目相続が行われ
るようになり黙認せざるを得なくなつたので
ある。

堀上町九兵衛先年死去死去仕差當養子も
無御座候ニ付一先取仕舞申候處此度布敷
村清右衛門ト申者大工職心掛之者御座候

出被仰付候節無遅刻出勤可仕候……
と述べ、また安政五年仲間から作料の値上げ
を申請したが、藩から

前達而作料御増願出之処御連上逆茂無之
職業ニ候得者先是迄通ニ而御用出精ニ相
勤可申候……

とて聞入れられず当座の思召として一人に三分宛酒代を下げ渡している。この文で見る通り大工は藩に対して運上金は納めていない。労力が唯一の運上であったようだ。

また軍事御用とあるが、幕末外国船の渡来に怯えた沿海の各藩はすべて同様であったが、海岸警備が厳重を極めるようになり、田辺藩でも白杉その他島崎等に台場を築き銅を供出させて大砲を引土で鋤るなど、大工はその鋤型をとる際の難事を手伝わされたのである。その外陣屋の建築、調練の参加もあったようであるなかなか多忙だったようだ。

その他軍事以外に城内の家屋修繕改築、高札場の改築、橋梁の掛かえ、藩の年中行事に使用する諸入箱、道具類で例えれば二月上旬には水こんにやく三百枚入、蒸がれい百入箱、四月下旬鱗剥小鰯百入箱、六月下旬御新米箱春俵入、盆には白張提灯、花筒等、十一月には薯入箱七十本入、鯛箱四本入等（その他省

附リ先方之依了簡出入之者ヲ捨置普請普請入札ニ相成候節者右出入之者江一応掛合之上入札可致事

一 他所大工或者桶屋素人指物屋之類建物請合掛リ候様子風聞ニ而茂承候得者聞糸早速取締方江可届出事
附り為大工職者右様之者ニ付合候義者兼而不相成事一統承知之義ニ者候得共中ニ者心得違之者茂有之候哉ニ相聞へ候向後右様之沙汰無之様可相心得事

一 当主死去並ニ養子又ハ離縁休業中絶改名或者苗跡右様之願早速以取締可届出事

附リ男子拾壹才ニ相成候ハ、名揃ヲ以テ取締方江可申出事

以上が安政二年改正の点で、附りは安政二年ではすべて一つの条文であったが安政五年に附りに改めている。

まず注目すべきは古棟札のある出入りの者を捨置いて一応割込みが出来るようになった。もとより古出入の者へ礼を尽して入込むのであるが、結局のところ需要側が家の新築、修繕等を行うときは、従来のしきたりである家

ニ入込候事

附リ先方之依了簡出入之者ヲ捨置普請普請入札ニ相成候節者右出入之者江一応掛合之上入札可致事

一 他所大工或者桶屋素人指物屋之類建物請合掛リ候様子風聞ニ而茂承候得者聞糸早速取締方江可届出事
附り為大工職者右様之者ニ付合候義者兼而不相成事一統承知之義ニ者候得共中ニ者心得違之者茂有之候哉ニ相聞へ候向後右様之沙汰無之様可相心得事

一 当主死去並ニ養子又ハ離縁休業中絶改名或者苗跡右様之願早速以取締可届出事

附リ男子拾壹才ニ相成候ハ、名揃ヲ以テ取締方江可申出事

以上が安政二年改正の点で、附りは安政二年ではすべて一つの条文であったが安政五年に附りに改めている。

まず注目すべきは古棟札のある出入りの者を捨置いて一応割込みが出来るようになった。もとより古出入の者へ礼を尽して入込むのであるが、結局のところ需要側が家の新築、修繕等を行うときは、従来のしきたりである家

の棟札にかかっている出入大工に限られていてから、その大工の技術的な不満や絶家もあつたり、急場の需要にも出入大工の手空きをまつことになり、勢い不便を感じ、素人大工、桶屋職他所大工の出入りにつながるからであろう。事実この安政二年の追加改正点には、右の仲間以外の大工が活躍しはじめたことを如実に物語っているのである。もとより需要の増大にもかかわらず大工職人の不足もあつたことであろう。大工の株数を自由に増減しなかつたことにもよる。

次に安政五年追加された点は、主として仲間内の関係である。

一 別家と云立他家相続ニ参リ職業行義者決而不相成事

一 男子有之處外職より致養子其後為致別家候義者決而不相成事但シ実子幼年ニ而苗跡六ヶ敷節者取締方江届出相談之上可致養子事

一 空株譲請候者者老人限り親兄弟たり共決而不相成候尤子孫ニ至リ何人ニ而茂差構無之事

一 壱旦致別家候者若其後同職江養子ニ來リ候ハ、其跡絶切之事

脇道にそれることは決して許されなかつたの

略）が年中決まつた御用である。

その他大工の江戸行がある。田辺藩の江戸屋敷が嘉永武鑑みると江戸橋向いに見えるが再三、再四火災に会い類焼しているが例えば幕末では文政十二年六月、天保三年四月、文久二年等は何れも類焼で、この再建のためには田辺からはるばる江戸まで大工をはじめ瓦師、石工、左官など三十数人が大挙して船で江戸へ行く場合とか、小建築であれば数人が連れ立つて東海道を下つていった。期間は四ヵ月から六ヵ月ぐらいかかった。

（ハ、大工の気質と労働）

大工は朝は六ツ半（午前七時）には職場に出て、大工の職と違つて相当年季を入れなくては一人前の大工になれない。おのずから己の職に誇りをもつようになる。朝夕わが祖神である手置帆負神（たおきほいのかみ）彦狹知命（ひこさしりのみこと）それに聖德太子を祭り、年一回祖神祭を一月五日に朝代神社で行い（現在は五月十五日）太子講は四月下旬円隆寺で開く。祖神はいつ頃から祭られるようになつたのか不明だが手元の文書では文政五年の祖神講の記事が見える。太子講の方は大工が祭り出したのは記録としては明治二十七年頃からとなつていている。

梅の花の香は百年の春を得ても香ひ替ら

である。

その外明治維新に際し、商法会所へ提出した大工職仲間の從来の仕事報告で補うと、……中年ヨリ習受候而者なか／＼難相成儀ニ付二男之儀者御願申相付仕候未々之者を休業株等讓受職業相付可仕候

跡取りに万全の策を講じ、大工職人として跡が絶えることは家の恥とされていたようだ。且又惣領ニ女子ニ而見合敷養子仕候次ニ男子出生仕候共職業不為致候若又男子少年ニ而親共年老難渋ニ候者へ取締へ申出其意ニ応養子可致候……

長男の嫁に生れた男子でないと大工職は継がさないということになる。女子の惣領では間接的ということで世襲の資格が与えられない。

（本、藩との関係）

さて田辺藩の大工職について、すべてをこの稿で語りつくせそうにもないので断片的になるが、主な点を記して終りたい。

まず藩との関係については、先にも触れたとおり大工仲間は藩の御用大工として、諸事記録の一節に、

御作事所御用之儀ハ勿論軍事御用ニ而他

略）が年中決まつた御用である。

その他大工の江戸行がある。田辺藩の江戸屋敷が嘉永武鑑みると江戸橋向いに見えるが再三、再四火災に会い類焼しているが例えば幕末では文政十二年六月、天保三年四月、文久二年等は何れも類焼で、この再建のためには田辺からはるばる江戸まで大工をはじめ瓦師、石工、左官など三十数人が大挙して船で江戸へ行く場合とか、小建築であれば数人が連れ立つて東海道を下つていった。期間は四ヵ月から六ヵ月ぐらいかかった。

（ハ、大工の気質と労働）

大工は朝は六ツ半（午前七時）には職場に出て、大工の職と違つて相当年季を入れなくては一人前の大工になれない。おのずから己の職に誇りをもつようになる。朝夕わが祖神である手置帆負神（たおきほいのかみ）彦狹知命（ひこさしりのみこと）それに聖德太子を祭り、年一回祖神祭を一月五日に朝代神社で行い（現在は五月十五日）太子講は四月下旬円隆寺で開く。祖神はいつ頃から祭られるようになつたのか不明だが手元の文書では文政五年の祖神講の記事が見える。太子講の方は大工が祭り出したのは記録としては明治二十七年頃からとなつていている。

梅の花の香は百年の春を得ても香ひ替ら

である。

その外明治維新に際し、商法会所へ提出した大工職仲間の從来の仕事報告で補うと、……中年ヨリ習受候而者なか／＼難相成儀ニ付二男之儀者御願申相付仕候未々之者を休業株等讓受職業相付可仕候

跡取りに万全の策を講じ、大工職人として跡が絶えることは家の恥とされていたようだ。且又惣領ニ女子ニ而見合敷養子仕候次ニ男子出生仕候共職業不為致候若又男子少年ニ而親共年老難渋ニ候者へ取締へ申出其意ニ応養子可致候……

長男の嫁に生れた男子でないと大工職は継がさないということになる。女子の惣領では間接的ということで世襲の資格が与えられない。

（本、藩との関係）

さて田辺藩の大工職について、すべてをこの稿で語りつくせそうにもないので断片的になるが、主な点を記して終りたい。

まず藩との関係については、先にも触れたとおり大工仲間は藩の御用大工として、諸事記録の一節に、

御作事所御用之儀ハ勿論軍事御用ニ而他

